

宮労発基 0408 第4号
令和6年4月8日

発注機関の長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正について

平素より労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成28年12月26日付け基発1226第1号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが(最終改正平成30年1月18日)、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインを別添のとおり改正しました。貴機関が発注する工事において、本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策が徹底されますようご配慮をお願いいたします。